

【選択必修】学校組織マネジメントと学校安全

教職支援センター 准教授 荒井 英治郎

1 講習の概要

平成 29 年度の選択必修講座として、「学校の危機管理マネジメント入門」を担当した。当該講座では、①今後の学校の自律性を下支えする学校組織マネジメントの「イロハ」を学ぶ機会を提供すること、②学校における危機管理上の課題を「リスク」という観点から整理・解説すること、③ケース・スタディを通じて学校組織マネジメントのポイントを理解するとともに、勤務校の現状把握を行いながら、今後勤務校においてどのような学校改善をしていくことができるかを具体的に考える機会を提供した。講座運営の方法としては、「グループ・ワーク」と「グループ・ディスカッション」を併用した。当該方法を採用した理由は、次の 2 点にある。第 1 は、学校組織マネジメントの重要性を理解する上では、日々の実践を「教科目」や「校務分掌」からの視点、「学級組織」や「学年組織」からの視点では不十分であり、「学校組織」という視点を採用しながら多様な選択肢を検討し、課題解決の方法を考えていく必要があるためである。第 2 は、学校組織マネジメントのポイントを理解した上で、維新の勤務校の「状況把握」を行い、現在、勤務校で期待されている役割は何であり、今後、勤務校においていかなる役割を果たしていくべきかを具体的に考えてグループで共有し、自身の見解を相対化してもらうためである。

具体的な内容としては、①現代日本の教育課題とリスク、②学校組織マネジメントの基礎知識、③危機管理に関するケース・メソッド、④勤務校の状況把握と学校改善に関して網羅的な解説を行いながら、(教育) 法的思考と (教育) 実践的思考の統合の必要性を理解してもらうようにした。以下、その内容の一部を紹介する。

第 1 に、「現代日本の教育課題とリスク」に関しては、「家庭・地域の教育力」の低下の構図として、社会的背景 (都市化・少子化・情報化、家族形態の多様化、母親の就労の増加、労働環境の悪化)、家庭の教育機能の低下論議 (親の規範意識の低下、身近な相談相手の不在、過保護・過干渉・放任、児童虐待・ネグレクト)、地域の教育機能の低下論議 (人間関係の希薄化、連帯感の希薄化、地縁的関係の忌避、地域行事の減少、自治会の不活性化)、子どもへの影響 (基本的生活習慣の欠如、少年非行・問題行動の増加、コミュニケーション能力の不足、学力の低下、食生活の乱れ) の論点を紹介し、かつ、現代日本の教育課題として、①「学力の低下」から「学習意欲の低下」というフェーズの変化、②自己効力感・自己肯定感・自尊感情の低下という日本固有の現象、③人間関係の希薄化に伴う承認欲求の高揚に焦点を当てた説明を行った。

第 2 に、学校を「ストレス」という観点から考えるグループ・ワークを行った。ここでは、教員のストレスに関する先行研究を次の 5 つの観点、すなわち、①職務から生じるストレス、②同僚との関係から生じるストレス、③管理職との関係から生じるストレス、④保護者や地域住民との関係から生じるストレス、⑤子どもとの関係から生じるストレスに分節化して説明し、さらに、「学校」という空間のいかなる側面が子どもにとってストレス要因となるかを①環境的側面、②活動的側面、③心理的側面から説明した (岡田謙『事例でわかる教師のストレス対処法』金子書房、2014 年、菅野純「学校にストレスを感じる子ども」『児童心理』2014 年 10 月号などを参照のこと)。

第 3 に、「学校組織マネジメントの基礎知識」に関しては、近年の管理職試験の動向 (①筆記試験、②小論文、③個人・集団面接) を紹介することで、学校組織マネジメントの何が、どのような形で、問われているかを確認した。

第4に、「学校安全」に焦点を当てた解説とグループ・ワークを行った。その1に、「学校安全」の3つの領域、すなわち、①「災害安全」（災害教育、防災）、②「交通安全」（交通安全教育）、③「生活安全」（防犯教育）に関する説明を行うとともに、文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（2010年3月）に即しながら、「学校安全」の3つの活動、すなわち、①安全教育（安全学習、安全指導）、②安全管理（対人管理：心身の安全管理、生活や行動の安全管理、対物管理：学校環境の安全管理）、③組織活動（教職員による協力体制確立、家庭、地域、諸機関との連携）の解説を行った。その2に、学校保健安全法の法令解説を行った。一例を挙げれば、学校に関する重要条文として、学校安全計画の策定とその実施義務（第27条）、危険等発生時対処要領（学校安全マニュアル）の作成義務（第29条第1項）、児童生徒の安全確保のための保護者や地域の関係機関等の連携努力義務（第30条）を、校長に関する重要条文として、学校施設設備の安全確保に必要な改善措置を講じる義務（第28条）、危険等発生時対処要領の教職員への周知等、危険発生時に教職員が適切に対処できるための措置を講じる義務（第29条第2項）に関する解説を行った。その3に、文部科学省『学校安全の推進に関する計画』（2014年4月）を参照軸としながら、「学校安全を推進するための方策」として、①安全に関する教育の充実方針（安全教育における主体的に行動する態度や自助・公助の視点、教育手法の改善、安全教育に関わる時間の確保、避難訓練の在り方、児童・生徒等の状況に応じた安全教育、情報社会への対応）、②学校の施設・設備の整備充実（学校施設の安全性の確保のための整備、学校における非常時の安全性に関わる設備整備充実）、③学校における安全に関する組織的取り組みの推進（学校安全計画の策定と内容の充実、学校における人的体制の整備、学校における安全点検、学校安全に関する教職員の研修等の推進、危機等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応）、④地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進（地域社会との連携推進、家庭との連携強化）を紹介し、勤務校の組織体制を確認する作業を行った。

第5に、文部科学省『学校の安全管理に関する取組事例集—学校への不信者侵入時の危機管理を中心に』（2003年）を紹介した上で、3つの危機管理論の概説を行い、①「事前」の危機管理（リスク・マネジメント）として、危機を確実に除去し危機の発生を未然に防ぐためには何が必要か、②「事後」の危機管理（クライシス・マネジメント）として、危険を適切・迅速に対処し、被害を最小限に抑えるためには何が必要か、③「知識の共有化」（ナレッジ・マネジメント）として、他校の事例を自校で生じさせないためにいかなる取り組みが求められるかを考えるグループ・ワークを行った。

2 今後の課題と展望

「事後評価アンケート」では、①講習の内容・方法に関する評価は平均3.7、②最新の知識・技能の修得の成果に関する評価は平均3.5、全体の平均は3.6であった（4点満点）。今後開設する機会があれば、引き続きグループ・ワークやグループ・ディスカッションを活用した講座展開を行うほか、多種多様なケース・スタディの紹介やより実践的なケースメソッドを取り入れた講座展開を検討したいと考えている。